

2020年10月20日
株式会社平和堂

廃業した自社クレジットの売掛金及び貸付金の債権放棄に関するお知らせ

当社は、2009年に廃業した自社発行のクレジットカードによるクレジット及びキャッシングの残債権につきまして、下記の通り債権放棄をすることとしましたのでお知らせいたします。

記

1 経緯

当社は、1989年8月11日よりクレジットカードを自社発行し、お買い物時のクレジット決済及びキャッシングによる貸付を行っておりましたが、国際カードブランド「VISA」を冠した現行のHOP-VISAカードの導入を機に、クレジット業務を外部委託することとし、自社クレジットでの売掛販売業務を2009年6月30日に、また、キャッシングによる貸付業務を2009年3月31日をもってそれぞれ廃業いたしました。

以後、廃業時の残債権の回収を実施しておりましたが、残債権が少額となり回収業務にかかる事務費用が回収金額を上回るなどから、この度、未回収残債権の放棄を行い、債権回収業務を停止することといたしました。

2 放棄する債権の内容

(1) 対象期間

以下の期間にご利用いただいた売掛金及び貸付金の未回収債権が対象となります。

- ① クレジット(売掛金) ご利用日が1989年8月11日～2009年6月30日の期間
- ② キャッシング(貸付金) ご利用日が1989年8月11日～2009年3月31日の期間

(2) 債権放棄額

クレジット債権(売掛金)	1,624千円
キャッシング(貸付金)	1,138千円
計	2,762千円

(3) 実施日

2020年10月20日

※なお、上記の金額は2020年9月20日時点の帳簿残高ですが、ご返済は2020年10月20日まで受け付けますので債権放棄額は若干変動します。

3 今後の見通し

今般の債権放棄により発生する貸倒損失の金額については、2020年2月期第4四半期までに当社個別決算において引当金を計上しており、影響は軽微であります。

4 債務者の皆様へ

2020年10月20日以降は、店頭でも銀行振り込みでもご返済を受け付けできませんので、その旨ご了承ください。また、以下の入金口座は、10月20日を以って廃止します。

滋賀銀行 彦根支店 普通口座 882175 名義人 株式会社平和堂

2020年10月20日現在で、このたびの債権放棄対象の債権とは別に、当社に対して何らかの債権をお持ちの場合は、当社の債権とお持ちの当社に対する債権とを対当額で相殺し、当社の債権に残額が生じた場合、当該残額について債務を免除することとしますのでご了承ください。

5 お問い合わせ先

この件に関するお問い合わせ先は、以下にお願いします。

財務部経理課 電話番号 0749-24-1213（平日 9～17 時）

なお、ご返済等のお問い合わせ用として案内しておりました、以下の電話番号・FAX 番号は、2020年11月末日をもって不通となりますのでご注意ください。

（廃止） 電話番号 0749-23-4954

（廃止） FAX 番号 0749-41-7770

以上